

第 41 回金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成 16 年 6 月 29 日 (火)

2. 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

3. 出席委員

学識経験者

池本 良子	金沢大学助教授
大西 節子	消費生活コンサルタント
坂本 英之	金沢美術工芸大学教授
新保 時正	金沢市農業委員会会長
高山 純一	金沢大学教授
中村 明子	弁護士
西盛 祐吉郎	金沢商工会議所常務理事
馬場先 恵子	金沢学院大学助教授
森 俊偉	金沢工業大学教授
山田 文代	石川県建築士会理事

市議会議員

関戸 正彦	金沢市議会副議長
干場 辰夫	金沢市議会総務常任委員長

関係行政機関

川崎 修	石川県警察本部交通部長 (代理)
河田 直美	石川県農林水産部長 (代理)
福本 俊明	石川県土木部長 (代理)
山内 正彦	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長 (代理)

市民

高田 千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
鶴山 務	金沢市町会連合会会長

4. 会議の内容

司会

ただいまより、第41回金沢市都市計画審議会を開催いたします。本来であれば会長により議事の進行をお願いしておりますが、作田前会長を含め、委員の異動がございましたので、会長選任までの議事を事務局の方で進めたいと思います。

まず、委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思います。金沢大学助教授の池本良子委員でございます。消費生活コンサルタントの大西節子委員でございます。金沢美術工芸大学教授の坂本英之委員でございます。金沢市農業委員会会長の新保時正委員でございます。金沢市議会副議長の関戸正彦委員でございます。金沢市校下婦人会連絡協議会会長の高田千恵子委員でございます。金沢大学教授の高山純一委員でございます。金沢市町会連合会会長の鶴山務委員でございます。弁護士の中村明子委員でございます。金沢商工会議所常務理事の西盛祐吉郎委員でございます。金沢学院大学助教授の馬場先恵子委員でございます。金沢経済同友会都市活性化委員長の半田隆彦委員でございますが、本日はご都合により欠席となっております。金沢市議会土木建設常任委員長の福田太郎委員でございますが、同じく欠席となっております。金沢市議会総務常任委員長の干場辰夫委員でございます。金沢工業大学教授の森俊偉委員でございます。石川県建築士会理事の山田文代委員でございます。石川県警察本部交通部長の川崎修委員でございますが、本日は代理で竹中交通規制課長にご出席を頂いております。石川県農林水産部長の河田直美委員でございますが、同じく中村農地企画課参事にご出席いただいております。石川県土木部長の福本俊明委員でございますが、同じく木村都市計画課長にご出席いただいております。国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長の山内正彦委員でございますが、同じく盛田建設専門官にご出席いただいております。

なお、委嘱の期間は平成16年4月1日から2年間となっております。委嘱状につきましては皆様方のお手元にお配りしております。どうぞよろしくお願いたします。

事務局

それでは会長の選任を行いたいと思いますが、ただいま、委員20名の内18名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

会長の選任につきまして、金沢市都市計画審議会条例第4条第1項の規定では、会長は委員の互選により選任することになっておりますが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

A 委員

事務局の方で案がありましたら発表して頂いて、皆様方にお諮りしてはいかがでしょうか。

事務局

それでは事務局の案を発表してお諮りするということによろしいでしょうか。

事務局

それでは、せんえつですが事務局の案を発表させていただきます。会長には森委員をお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(拍手)

事務局

ご異議がないようですので、森委員のご承諾をいただいて決定したいと思います。森委員よろしいでしょうか。

森委員

わかりました。お引き受けいたします。

事務局

快くお引き受けいただきましてありがとうございます。これをもちまして会長は森委員に決定いたしました。

それでは、森会長には議長席の方へお進みいただいて、これより先の議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長

ただいま選出いただきました森でございます。よろしく願いいたします。私は他の都市の都市計画審議会には関わってきたことはありますが、金沢市は初めて出席させていただきます。何かと不手際な点があるかと思いますが、皆様の協力のもと進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めたいと思います。まず、金沢市都市計画審議会条例第4条第3項の規定では、会長の職務を代理する者をあらかじめ会長が指名することになっております。つきましては、高山委員をお願いしたいと思います。高山委員よろしいでしょうか。

高山委員

はい、承知いたしました。

会長

快くお引き受け頂きましてありがとうございます。引き続きまして、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させて頂きたいと思えます。今回は池本委員、関戸委員をお願いしたいと思います。お二人にはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、金沢市都市整備部長より一言ご挨拶をお願いします。

部長

都市整備部長の的場でございます。本日は、ご多忙のところ委員の皆様には、ご出席を

賜り誠にありがとうございます。また、森委員におかれましては会長をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本市の金沢市都市計画審議会は平成6年に設置いたしまして、都市計画決定に関する調査審議のほか、都市計画に関連のある重要事項についてご審議いただいております。これらの審議を通じまして、本市の良好で開かれた都市計画行政の推進に努めているところであります。

本日は今年度の第1回目の審議会となりますが、委員の皆様方には、今後とも引き続きまして金沢市の都市計画に寄与するための活発なご審議をお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。部長におかれましては公務のため退席されます。ありがとうございました。

それでは、前回までにご審議いただきました計画案件について、事務局より報告を受けます。

事務局 [案件結果報告]

案件結果報告をさせていただきます。お手元の議案書3ページをご覧ください。前回、平成16年3月3日に開催いたしました第40回金沢市都市計画審議会で審議された案件でございます。まず、石川県決定であります。第191号金沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定、第192号金沢都市計画区域区分(人口フレーム)の変更につきましては、3月25日開催の第138回石川県都市計画審議会で審議され、それぞれ石川県告示第315号、石川県告示第316号として5月11日に決定、変更しております。続きまして金沢市決定ですが、第189号金沢都市計画地区計画の決定(中屋地区)につきましては3月22日、金沢市告示第54号として決定しております。また、第187号金沢都市計画用途地域の変更(中屋地区、東金沢駅地区)及び第188号金沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更(東金沢駅地区)につきましては3月22日、金沢市告示第55号として変更しております。第190号金沢都市計画下水道の変更(臨海処理区)につきましては4月1日、金沢市告示第111号として変更しております。以上案件結果報告をいたします。

会長

それでは、審議に入りたいと思います。まず、「議案第195号用途地域の変更」について事務局から説明願います。

事務局 [議案第195号の説明]

議案第195号金沢都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。お手元の議案書4～6ページに、計画表と図面を添付しておりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、お手元の議案書の5ページをお開き下さい。今回用途地域を変更する三口第二地

区の位置をご説明いたします。こちらが浅野川です。こちらが北陸自動車道です。こちらが外環状道路海側幹線です。こちらが問屋松寺線です。こちらが諸江向栗崎線です。図面中央の諸江向栗崎線沿線の赤で塗られた地区が三口第二地区です。

議案書 6 ページをお開き下さい。三口第 2 地区の拡大図です。こちらが浅野川です。こちらが諸江向栗崎線です。本地区は、土地区画整理事業の概成に伴い諸江向栗崎線から 40 m で指定されていた第 2 種住居地域の境界を道路等の地形地物に合わせ変更するものです。まず、1 - 1 については用水に合わせ第 1 種住居地域から第 2 種住居地域へ、1 - 2 については区画道路に合わせ第 2 種住居地域から第 1 種住居地域へ変更するものであります。

なお、本案件につきまして平成 16 年 4 月 21 日から 5 月 6 日までの 2 週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

会長

ご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

それでは、「議案第 196 号 地区計画の決定」について事務局から説明願います。

事務局 [議案第 196 号の説明]

議案第 196 号三口第二地区地区計画の決定についてご説明します。お手元の議案書 7 ~ 10 ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書 9 ページの位置図をご覧ください。位置につきましては先程ご説明いたしました三口第二地区になります。本案件は、三口第二地区土地区画整理事業地 10.2ha において、事業の進捗のより新たに地区計画を定めるものです。

議案書 10 ページの計画図をご覧ください。地区の区分は、都市計画道路諸江向栗崎線の沿道については「沿道サービス地区」とし、その背後地については「一般住宅地区」とします。これら 2 つの地区について、それぞれの土地利用方針に応じた地区整備計画を定めるものです。

議案書 7 ページの地区整備計画をご覧ください。用途制限については、畜舎又はサイロ、自動車教習所、ポーリング場・スケート場・水泳場・ゴルフ練習場及びホテル又は旅館を制限します。加えて沿道サービス地区では、カラオケボックス、勝馬投票券発売所等及び風俗営業の施設を制限します。

敷地面積の最低限度については、150 m²とします。ただし、都市計画決定時においてこれに満たないものについては建築可能とします。

議案書 8 ページをご覧ください。壁面の位置の制限については、道路境界線及び隣地等の境界線から 0.8m 以上とし、通風や採光、堆雪スペースを確保したゆとりのある空間を形成します。

高さの最高限度については、15m とします。

形態又は意匠の制限については、外壁の色は茶・グレー等、屋根の色は黒・茶・グレー・

濃緑・濃紺等を基調とした都市景観形成上支障のないものとしします。

垣又はさくの構造の制限については、レンガ、ブロック等を設置する場合、これらの高さは1.2m以下としします。また、透過性のフェンス又は植栽を組み合わせる場合は全体の高さを1.8m以下としします。

なお、平成16年4月21日から5月6日まで2週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

B 委員

看板、広告物等について、ここでは具体的な規制の対象とはなっていないのですか。

事務局

この地区では、広告物の規制をしないという地元の意向を汲みまして制限しておりません。

B 委員

検討はされたのでしょうか。地区計画の案を策定するうえで、地元からの要望で困るということだったのでしょうか。

事務局

市として提案はさせていただきました。地元としては沿道にはある程度の店舗等許容するため、広告についても必要であるという意向もありました。また、屋外広告物条例である程度の規制はされておりますので地区計画では特に制限を加えないということになりました。

会長

特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

それでは、「議案第197号 地区計画の決定」について事務局から説明願います。

事務局 [議案第197号の説明]

議案第197号ウッドパーク玉鉾地区地区計画の決定についてご説明します。お手元の議案書11～14ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書13ページの位置図をご覧下さい。こちらが犀川です。こちらが都市計画道路疋田上荒屋線です。こちらが若宮大橋です。こちらが都市計画道路古府中村線です。こちらが本案件のウッドパーク玉鉾地区であります。本案件は、旧金沢市玉鉾エネルギーセンター跡地1.3haにおいて、民間の開発により宅地造成するもので、調和のとれた良好な住宅市

街地の形成を図るため、地区計画を定めるものです。

議案書 14 ページの計画図をご覧ください。こちらが地区計画の区域です。

議案書 11 ページの地区整備計画をご覧ください。用途制限については、建築できる用途としまして、専用住宅、延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供する診療所、事務所、理容店又は美容院、学習塾等、アトリエ又は工房、また、地区集会所等公益上必要なもの、これらに付属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が 50 m²以下のものとします。

敷地面積の最低限度については、150 m²とします。

議案書 12 ページをご覧ください。壁面の位置の制限については、道路境界線及び隣地等境界線から 0.8m 以上とし、通風や採光、堆雪スペースを確保したゆとりのある空間を形成します。ただし、道路後退については、壁面後退部分に係る床面積の合計が 5 m²以内で、かつ軒の高さが 3 m 以下の独立した車庫、隣地等の後退については隣地所有者の同意がある場合に限り、同様の車庫及び物置等を適用除外とします。

高さの最高限度については、10m とします。ただし、地区集会所等公益上必要なものについては適用除外とします。

形態又は意匠の制限については、屋根は附属建築物を除き、建築面積の 2/3 以上を 2 寸以上の勾配屋根とします。外壁の色は、茶・グレー等、また、屋根は瓦とし、色は黒・銀黒・グレーとした、都市景観形成上支障のないものとします。また、広告物については、その形態や設置位置等を制限します。

垣又はさくの構造の制限については、生け垣、植栽、竹垣又はフェンスとします。また、レンガ、ブロック等を設置する場合、これらの高さは 0.6m 以下とします。

なお、平成 16 年 4 月 21 日から 5 月 6 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

会長

ご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

それでは、「議案第 198 号 公園の変更」について事務局から説明願います。

事務局 [議案第 198 号の説明]

議案第 198 号都市計画公園 2・2・118 号額乙丸町公園の変更について説明致します。お手元の議案書 15～17 ページに計画書と図面が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

まず、位置についてです。議案書の 16 ページをご覧ください。こちらが高橋川。こちらが外環状道路山側幹線。こちらが北陸鉄道石川線。こちらが乙丸駅。こちらが今回変更する額乙丸町公園です。

次に、こちらが計画図となります。議案書では、17 ページになります。こちらが石川県

において改修事業を行っている高橋川です。右岸に位置するこちらが額乙丸町公園であります。

本公園は、地域住民の休息や運動の場を提供するため、面積 0.32ha の児童公園として昭和 50 年に都市計画決定された公園であります。図の中で赤く縁取りした区域は現在の区域で、青く塗りつぶした箇所は、河川の拡幅に伴い新たに河川及び管理用通路となる区域で公園区域から削除するものです。この結果、公園面積は、0.02ha 減少し、0.30ha となります。また、都市公園名称との整合を図るため、公園名称を額乙丸町児童公園から額乙丸町公園に変更します。

なお、議案書には添付してございませんが、こちらが河川改修後のイメージ図であります。河川改修工事に伴い新たに親水広場、遊歩道、緑地を整備し、本公園との連携を図ることにより、親水空間としての機能充実と周辺住民の利便性の向上を図るものであります。

なお、当案件は 4 月 21 日から 5 月 6 日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

B 委員

直接には関係ないのですが、高橋川の改修の計画はどのようになっていますか。今回、公園の区域を変更するほど早く改修計画が進むのですか。

事務局

この区間につきましては平成 16 年から 2 ヶ年の河川改修を予定していきまして、その後公園の改修工事に着手いたしまして平成 18 年には完了する予定となっております。

会長

特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

それでは、「議案第 199 号 道路の変更」について事務局から説明願います。

事務局 [議案第 199 号の説明]

議案第 199 号都市計画道路 3・4・64 号田上館町線の名称変更について説明致します。

お手元の議案書、18～19 ページに計画書と図面が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、位置についてです。議案書の 19 ページをご覧下さい。こちらが浅野川。こちらが外環状道路山側幹線です。こちらが今回変更する田上館町線です。

3・4・64 号田上館町線は、外環状道路山側幹線、都市計画道路鈴見新庄線と主要地方道金沢湯涌福光線（通称湯涌街道）を結び、田上第五及び田上本町土地区画整理事業区域の骨格をなす幹線道路です。

今回の変更は、町名変更に伴い、田上館町線を田上館町線に名称の変更を行うものであります。

なお、当案件は名称の変更であり、軽易な変更であるため、都市計画の案の公告及び縦覧は省略される手続きとなっております。したがって、計画原案審議及び縦覧を省略しております。以上でございます。

会長

ただいま、ご説明申し上げました内容につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

B 委員

細かいことで恐縮ですが、都市計画決定するときの地名の表記方法はそのままなのですね。

事務局

18 ページの計画書に書いてあるとおり、都市計画道路名では館町から館町に変更したいということであります。

会長

特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(これ意向の議事録については、意思形成過程のため非公開としております。)